|  |
| --- |
| センター使用欄 |

物品受領書

山形県工業技術センター 殿

　山形県と国立研究開発法人産業技術総合研究所がIoT技術の普及啓発を目的に実施する「つながる工場テストベッド事業」において用意された以下の物品について、別紙の条件に同意して受領します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品名 | 数量 | 摘要 |
| 山形県IoTプラットフォームベーシックキット | 一式 | （お披露目会にて使用方法説明済み） |

令和５年７月28日

|  |  |
| --- | --- |
| 会社住所 |  |
| 会社名 |  |
| 担当者氏名(署名) |  |
| 担当者連絡先 | 電話番号：メールアドレス： |

山形県つながる工場テストベッド事業に係る物品の利用条件

１．受領した物品は、受領した者が所属する会社においてのみ使用し、第三者に引き渡さない義務を負うこと。

２．受領した物品の設置、使用、修理、改造に要する費用については、受領した者の責任において負担すること。

３．受領した物品の使用によって生じたいかなる損害も、受領した者の責任において負担すること。

４．受領した物品を使用して得られた測定値等の時系列情報は、山形県および国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)が利用することを認めること。

５．上記時系列情報を収集、蓄積または分析して得られた知見は、山形県および産総研が発表することを認めること。ただし、会社名が特定されるとき、または、企業が本件物品の受領前に獲得していたノウハウ等の営業秘密が含まれるときは、物品を受領した会社の同意の下に発表するものとする。

６．受領した物品を毀損、紛失等したときは、山形県工業技術センターに連絡する義務を負うこと。

７．山形県工業技術センターが返却を求めたときは、直ちに物品を返却する義務を負うこと。ただし、2025年3月31日以降の取り扱いについては、別途、山形県工業技術センターの指示によるものとする。

R5.7.28